

しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）

「第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成」の変更について

島根県健康福祉部
子ども・子育て支援課

1. 変更理由

- ・令和8年4月から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が、子ども・子育て支援法に基づく「乳児等のための支援給付」として創設される。
- ・そのため、しまねっ子すくすくプランに含まれる「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」に関する必要事項を追加する必要がある。

2. 変更概要

- ・法第62条第2項の改正後の基本的な指針※ 別表第5（都道府県計画の必須記載事項）の乳児等通園支援事業に関する次の内容を追加

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- (1) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
- (2) 乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

3. 11月28日に送付した変更案からの修正・追記

- (1) 「4 乳児等通園支援事業に係る教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保」(P120)
3 (5) とし記載していた「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」について、項目を新たに設けて記載することに変更
- (2) 6 (2) ①教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の必要見込み数 (P121)
表中において精査中としていた保育士数を追記
- (3) 6 (3) 職員の資質の向上 (P124)
表中の「一人一人」を「一人ひとり」に修正